

第 3 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 2 月 8 日（火）

午前 9 時

会 場：庁議室

[審議事項]

1 平成 22 年度石巻市特別表彰者について（企画部秘書広報課）

内容について、再度調整し、再審議することとする。

2 石巻市電源立地促進対策交付金事業基金及び石巻市電源立地地域対策交付金事業基金の繰替運用について（企画部総合政策課）

資源エネルギー庁からの指導に基づき、電源立地地域対策交付金等により造成した基金について、ペイオフ対策の場合（金融機関等に保険事故があった場合）に限り、基金に属する現金を歳計現金に繰替運用できる旨の改正を行う。

(1) 主な内容

石巻市電源立地促進対策交付金事業基金条例及び石巻市電源立地地域対策交付金事業基金条例において基金に属する現金を歳計現金に繰替運用することができる場合を、「市長が財政上必要と認めるとき」から、「金融機関等に保険事故が生じたとき」に改正する。

(2) 今後の予定

石巻市電源立地促進対策交付金事業基金条例及び石巻市電源立地地域対策交付金事業基金条例の一部改正：公布の日から施行（平成 23 年市議会第 1 回定例会に提案予定）

[報告事項]

1 「職員自らの職場における非常用食糧の備蓄（職員備蓄）の推進」の実施について（総務部防災対策課）

大規模災害時、特に勤務時間内に発災した場合には、市民への食糧の供給が優先であり、職員自らが食糧を調達することは困難なことから、防災力向上と職員の防災意識の向上を図ることを目的とし、職員自らが非常用食糧を職場において備蓄する「職員備蓄」の取組みを実施する。

(1) 主な内容

ア 今年度は平成 23 年 2 月に、全職員に対しての購入斡旋を実施（費用は職員の個人負担）

イ 備蓄食糧については、基本的には職員の職場用（職員ロッカー等に保管）

ウ 備蓄食糧セット内容（何れも賞味期限は 5 年、箱入り）

・非常用食糧・・・4 食分、 ・飲料水・・・500ml×2 本

・ビスケット・・・数枚、 ・その他・・・マスク、清浄布

エ 価格については、1,600 円～1,900 円を予定

オ 非常用食糧については、水や湯を使用せずそのまま食することのできる調理不要食とする。

カ 次年度以降は、毎年 9 月 1 日（防災の日）に斡旋等を行う予定

(2) 今後の予定

ア 2 月上旬：各課（かい）に「推進について」、「注文票兼チラシ」の配付

イ 2 月中旬：注文数の取りまとめ

ウ 3 月下旬：各課へ配付（消防団室で配付）、総合支所は地域振興課へ配付

2 石巻圏域定住自立圏共生ビジョン（案）について（企画部総合政策課）

平成 22 年 10 月 1 日に石巻市と東松島市及び石巻市と女川町が締結した「定住自立圏形成に関する協定書」に基づき、定住自立圏の形成に必要な取組み等について取りまとめた「石巻圏域定住自立圏共生ビジョン（案）」について、パブリック・コメント等を行い、住民の意見等を聴取しつつ、本年 3 月末に「石巻圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定する。

(1) 主な内容【石巻圏域定住自立圏共生ビジョン（案）】

ア 共生ビジョンの目的

圏域の将来像の実現に向けて、定住自立圏形成に関する協定に基づき、石巻市、東松島市、女川町が連携して推進する具体的な取組を示すことを目的とする。

イ 共生ビジョンの主な概要

第1章 圏域の概要

第2章 定住自立圏の将来像

第3章 定住自立圏形成に向けた具体的な取組

I 生活機能の強化に係る政策分野

医療、福祉、教育、産業振興、環境、防災及びその他として20事業の連携。

II 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

地域公共交通、道路等の交通インフラ整備、圏域農林水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発及び地域内外の住民との交流・移住促進として5事業の連携。

III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

圏域内の職員等の交流2事業の連携。

ウ 共生ビジョンの期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

(2) 今後の予定

ア パブリック・コメントの実施：2月14日～28日（予定）

イ 共生ビジョン策定に係る東松島市、女川町との正式協議：3月上旬

ウ 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの策定：3月下旬

エ 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの公表及び総務省等への送付：3月下旬

3 河南広淵地区と須江地区に係る都市計画税の課税について

（生活環境部税務課・河南総合支所市民生活課）

河南広淵地区と須江地区の一部は、旧河南町において市街化区域に編入されており、平成17年の合併時まで都市計画税が課税されてこなかったが、合併協定において、特例措置として平成22年度まで課税を留保することとされていた。

このため、平成23年度から旧石巻市の市街化区域と同様に、都市計画事業の推進を目的とし、都市計画税を課税する。

(1) 主な内容

ア 対象地区 広淵地区及び須江地区の一部

イ 土地約2,600筆、家屋約1,900棟

ウ 納税義務者 1,600人

エ 税率 0.3%

オ 想定税額の合計 約2,000万円

(2) 今後の予定

ア 平成23年度分の都市計画税から課税

イ 平成23年市報5月号に掲載予定

4 市民税法人税の税率統一について（生活環境部税務課）

合併協定において、法人の法人税割の税率を平成22年度分まで現行のとおりとしたため、旧石巻市の税率は13.7%、旧6町の税率は12.3%となっていることから税率の統一を行う。

なお、既に市税条例第34条の4において、「法人税割の税率は13.7%とする。」旨を規定しており、附則において、平成22年度までの法人税割の不均一課税の経過措置を規定している。

(1) 主な内容

法人の法人税割の税率を13.7%に統一する。（新税率の適用は4月1日以降とする。）

(2) 今後の予定

- ア 平成23年3月 市報に掲載予定、HPに掲載、法人の申告書に通知文を同封
- イ 平成23年3月 税理士会、法人会、商工会議所並びに各商工会へ通知

5 ラムサール条約湿地潜在候補地関係庁内連絡会議の設置について（生活環境部環境課）

平成22年9月30日付けの環境省報道発表資料において、ラムサール条約湿地潜在候補地として本市内から「北上川河口域（追波湾）及び長面浦」及び「万石浦」の2箇所が選定されたことが発表された。

今後、環境省では、地元自治体からの登録への賛意が得られ、国立公園内にあることなどの国内法による保護担保措置の確保が整ったものから、2012年以降の締結国会議の機会において登録を進めることとしており、今年中に環境省から本市に対しても地元意向調査が実施される予定となっている。

このため、本市が対応していく上での庁内での情報の共有及び意思の統一を図るため、本会議を設置する。

(1) 主な内容

ア 会議の所掌事項

- (ア) 庁内でのラムサール条約湿地登録に関する方向性
- (イ) 住民への対応方法
- (ウ) 情報発信のあり方
- (エ) 各課等での対応のあり方（各種計画策定も含む。）

イ 委員 委員は次の表に掲げる課の課長とする。

部	関係課・室
企画部	総合政策課
生活環境部	環境課
産業部	商工観光課、水産課、農林課
建設部	都市計画課
教育委員会	歴史文化資料展示施設整備対策室
河北総合支所	地域振興課
北上総合支所	地域振興課

ウ 作業部会 必要に応じて各課（室）長補佐による作業部会を設けることができる。

エ 事務局 生活環境部環境課が事務局となる。

6 老人保健医療特別会計の廃止について（健康部保険年金課）

「老人保健医療特別会計」の設置義務については、法律上平成22年度で終了することから、当該特別会計を廃止する。

(1) 主な内容

法令に基づき特別会計を設置している本市としては、平成23年3月31日をもって特別会計が廃止されるため、平成23年度以降の会計規模、事務処理の利便性等を勘案し、平成23年4月から一般会計に切り替えて処理する。

(2) 今後の予定

- ア 平成23年3月31日をもって特別会計を廃止（打切り決算）
- イ 決算については、平成23年市議会第3回定例会で議会の認定に付す予定

7 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策について（産業部農林課）

国内で高病原性鳥インフルエンザの感染が拡大していることに伴い、防疫強化並びに飼養管理の徹底を図ることを目的として、緊急対策として家きん（鶏、うずら、あひる、きじ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥）の飼養管理者に消石灰の配布を行う。

(1) 主な内容

ア 消石灰を500袋購入し、家きん飼養管理者に配布

イ 大規模農場20カ所（100羽以上）

（ア）飼養羽数1万羽未満 5袋

（イ）飼養羽数1万羽以上10万羽未満 10袋

（ウ）飼養羽数10万羽以上 20袋

ウ 小規模農場については、1袋配布

(2) 今後の予定

初めに大規模家きん飼養管理者について配布を行い、小規模農場については、市報等で呼びかけの上、配布を行う。

8 石巻市定住外国人就学支援員配置事業の実施について（教育委員会学校教育課）

定住外国人児童生徒が、学校において言葉が通じないことや生活習慣の違いによって生ずる生徒間のトラブルを未然に防ぐとともに、心身ともに良好な状態で学校生活を送ることができるようにし、また、学校現場における負担を軽減するため、定住外国人就学支援員を配置する。

(1) 主な内容【定住外国人就学支援員配置事業の実施内容】

ア 事業内容

平成22年度の試行と同じ内容で、平成23年度から定住外国人就学支援員配置事業を継続的に実施する。

イ 支援員の勤務態様

平成22年度の試行を踏まえ、定住外国人児童生徒1人に対し、支援員を1日4時間、週2日間配置することを基本とし、当該児童生徒の状況に応じ、弾力的に対応する。

ウ 平成23年度に支援員を配置する学校及び児童生徒の見込み

（ア） 継続：小学校4名、中学校3名

（イ） 新規：小学校1名、中学校1名

(2) 今後の予定

ア 平成23年度石巻市定住外国人就学支援員登録の募集（平成23年2月予定）

イ 石巻市定住外国人就学支援員の取扱いに関する要綱（平成23年4月1日施行）

以上